

議案第74号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月17日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員制度の導入及び成年被後見人等の権利の制限に係る地方公務員法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和31年12月世田谷区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「の職員（以下）」を「の職員（規則で定める者を除く。以下）」に改める。

第16条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

付則第11条中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第11条の改正規定 公布の日
- (2) 第16条第1項第2号の改正規定 令和元年12月14日
- (3) 第11条第5項の改正規定及び次項の規定 令和2年4月1日

2 この条例による改正後の第11条第5項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。